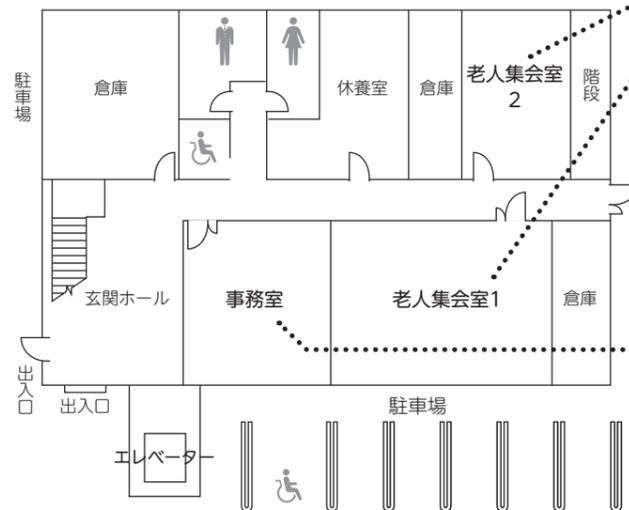


1 F 平面図



老人集会所1・老人集会所2
高齢者のために開放しています。
※一時専用利用ができます。

老人集会所1 老人集会所2

シルバープラザ事務室
管理者：海田町シルバー人材センター

シルバー人材センター事業の作業などに使用します。

作業室1 作業室2

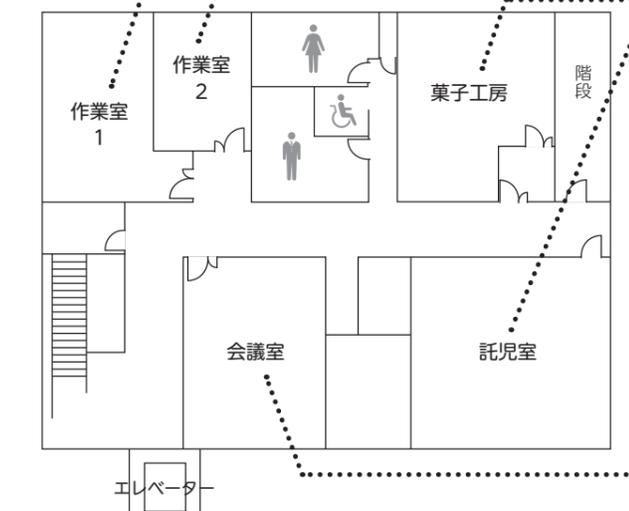
菓子工房 託児室

作業室1 作業室2

菓子工房 託児室

会議室
高齢者の各種講座・教室のためのスペース
※一時専用利用ができます。

2 F 平面図



老人集会所などの一時専用利用方法 (町が認める公の施設利用減免団体の利用に限ります)

老人集会所1、2および会議室を一時専用して利用する場合には、申し込みが必要です。利用日の2カ月前から申し込みができます。(原則、利用日の1週間前までの申し込みが必要です) 1階事務室で受け付けています。

利用料金◆

部 屋	利用料 (1時間ごとに)	利用人数の目安	
1F	380円	老人集会所1	24人
		老人集会所2	24人
2F		会議室	22人

※各部屋は、団体での利用が原則です。
※公の施設利用減免団体の場合、利用料は免除または半額になります。

利用可能日◆ 毎日 ※年末年始 (12月29日～翌年1月3日) を除く。

利用可能時間◆ 9時～21時30分

「海田町シルバープラザ」を開設します

長寿保険課 ☎823-9609 ☎823-9627

4月1日(火)から開設する海田町シルバープラザの施設の概要と利用方法をお知らせします。

※海田老人集会所および海田町シルバー人材センターがシルバープラザへ移転します。

施設概要

施設名◆

海田町シルバープラザ

所在地◆

海田町つくも町6番3号
(旧法務局海田出張所跡地)
☎573-0745

延床面積◆

777.7㎡ (1階 362.1㎡、2階 415.6㎡)

管理事務所◆

海田町シルバー人材センター (同施設内)
☎823-2733 FAX822-5512

開館時間◆

9時～17時

休館日◆

土・日曜日、祝日、年末年始 (12月29日～翌年1月3日)

※老人集会所1、2および会議室を一時専用する場合、年末年始を除く9時から21時30分まで利用できます。別途利用申し込みが必要です。

概 要◆

高齢者福祉の増進および高齢者の労働能力の活用を図るための施設として、海田老人集会所および海田町シルバー人材センターの機能をもつ。

利用できる人◆ 町内に住所を有する満60歳以上の人など

